

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会臨時職員等の賃金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会臨時職員等の賃金について必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この規程において、臨時職員等とは社会福祉法人本巢市社会福祉協議会臨時職員等就業規程第4条に定める手続きにより採用された職員をいう。

(賃金等)

第3条 臨時職員等の賃金については、本巢市日日雇用職員の雇用、労働条件等に関する要綱の第7条、第8条、第9条、第11条によるものとする。

(賃金表)

第4条 臨時職員の賃金表は「社会福祉法人本巢市社会福祉協議会臨時・パート・登録職員賃金表」(別表1)のとおりとする。

2 ホームヘルパー、デイサービス介護員、障がい者就労支援センターに該当する者の中で、介護福祉士又は社会福祉士の資格を有する者は、時給に50円を加算する。

(手当)

第5条 週の労働契約が32時間を超える臨時及びパート職員及び送迎運転手に対し、通勤距離に応じて下記の表のとおり通勤手当を支給する。但し、通勤手当以外に諸手当は支給しない。

	通勤距離(片道)	日額
1	2km未満	0円
2	2km以上5km未満	90円
3	5km以上10km未満	180円
4	10km以上15km未満	290円
5	15km以上20km未満	400円
6	20km以上25km未満	510円
7	25km以上30km未満	620円
8	30km以上(上限)	730円

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

- 附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会臨時・パート・登録職員賃金表

別表第1（第4条関係）

	職名	時給	備考
1	ホームヘルパー	900	
2	登録ヘルパー	1,100	*生活援助の単価
3		1,600	*身体介護の単価
4	デイサービス介護員	900	
5	調理員	850	
6	調理補助員	830	
7	正看護師	1,200	
8	准看護師・栄養士	1,100	
9	一般事務員	867	
10	ケアマネージャー	1,020	
11	障がい者就労 支援センター	900	
12	生活支援ハウス	830	
13	送迎運転手	900	